

船橋市生涯学習サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の自主的な学習活動、学校の授業又は市主催の各種講座等を実施するに際し、ともに学び教えあう精神のもと、知識、技能および技術を有する者の能力・特技を活用することにより、「ふなばし一番星プラン」の趣旨を踏まえ、市民の生きがいを援助することを目的とし、生涯学習の推進と生涯学習社会の実現を目指す。

(名称)

第2条 本事業の名称は、船橋市生涯学習サポート事業（以下「サポート事業」という。）とする。

(登録要件)

第3条 サポート事業には、この事業の目的に賛同し、日常生活及び教養・趣味・スポーツその他の分野について知識、技能及び技術を有する原則市内に在住、在勤又は在学する者で、無償で派遣できる人材を登録する。ただし、サポート事業推進に関し支障をきたす恐れのある者は登録できない。

(登録申請)

第4条 登録を希望する者は、生涯学習サポート事業登録申請書（第1号様式）に必要事項を記入の上、生涯学習推進本部長に提出する。

2 生涯学習推進本部は、サポート事業登録者名簿を整備する。

(登録事項の変更)

第5条 登録者は、登録申請内容に変更が生じた場合は、速やかに生涯学習推進本部長に連絡する。

(登録期間及び更新)

第6条 登録期間は、7月1日から翌々年6月30日の2年間とする。中間時期での登録期間は、次期更新時までとする。

2 登録期間終了後、引き続き登録を希望する者は、生涯学習サポート事業登録更新申請書（第2号様式）を生涯学習推進本部長に提出する。

(登録取り消し)

第7条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が、サポート事業の目的又は登録要件に反する行為をしたとき。
- (2) 虚偽の申請内容により登録したとき。
- (3) その他、サポート事業の推進上支障があると認めたとき。

(登録分類)

第8条 登録内容は、別表の登録分類表による。

(利用者)

第9条 サポート事業を利用できる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者とする。

(利用方法)

第10条 サポート事業を利用しようとする者は、あらかじめ活動場所を用意し、原則として利用希望日の1ヶ月前までに生涯学習サポート事業利用申込書（第3号様式）を生涯学習推進本部長に提出する。

2 生涯学習推進本部長は、前項の申込みがあったときは、登録者と協議し、その結果を生涯学習サポート事業利用可否決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(利用制限)

第11条 サポート事業は、特定の政治、宗教等を支持し宣伝し、若しくは反対、又は営利を目的として利用することはできない。

(利用報告)

第12条 利用者は、事業終了後20日以内に、生涯学習サポート事業利用報告書（第5号様式）を、生涯学習推進本部長に提出する。

(電子情報処理組織による申込等)

第12条の2 第10条第1項の申込及び前条の報告（以下「申込等」という。）は、船橋市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年船橋市条例第3号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を利用して行うことができる。

2 前項の申込等に関して必要な事項は、生涯学習推進本部長が別に定める。

(利用料)

第13条 サポート事業の利用料は無料とする。ただし、教材費、登録者の交通費、その他の必要経費については、利用者の負担とする。

(庶務)

第14条 サポート事業に関する庶務は、生涯学習担当課において処理する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

(別表) 登録分類表

大分類	小分類
0 1 趣味・教養	1. 華道・生花
	2. フラワーアレンジメント
	3. 茶道
	4. 囲碁・将棋
	5. 紙芝居・落語・人形劇
	6. アロマテラピー
	7. 書道
	8. 料理
	9. 押し花・園芸
	1 0. アクセサリー
	1 1. その他
0 2 手工芸・技能	1. 着物着付け
	2. 和裁
	3. 手芸
	4. 手作り教室
	5. その他
0 3 日本（東洋）文化	1. 琴・箏曲
	2. 三弦・三味線
	3. 和太鼓
	4. 民舞・古典舞踊
	5. 詩吟
	6. 漢詩
	7. 謡曲・祭りはやし
	8. その他
0 4 音楽・ダンス	1. 楽器演奏
	2. カラオケ
	3. 歌・合唱・童謡
	4. 音楽レクリエーション
	5. リトミック
	6. 社交ダンス
	7. ハワイアンダンス
	8. その他

05 美術	1. 水彩画
	2. 水墨画
	3. 絵画
	4. 紙粘土
	5. 染色
	6. シャドーボックス（立体的な絵）
	7. カラーコーディネート
	8. その他
06 語学・文学	1. 英語
	2. 日本語指導
	3. 文学
	4. その他
07 実務・ビジネス	1. コンピュータ
	2. 珠算・簿記
	3. ビジネスマナー
	4. その他
08 ボランティア	1. 手話
	2. ボランティア活動
	3. その他
09 スポーツ	1. ウォーキング
	2. ジョギング
	3. 水泳
	4. 登山・キャンプ
	5. その他
10 健康	1. 薬物乱用防止教室
	2. 飲酒・喫煙と健康
	3. 健康管理
	4. 心の健康
	5. その他
11 レクリエーション	1. キャンプ
	2. その他
12 環境	1. 地球環境問題
	2. その他
13 ライフ・教育	1. 育児支援

	2. 家庭のありかた
	3. スクールマナー
	4. 学習指導
	5. 話し方・聞き方
	6. 国際理解について
	7. D I Y
	8. その他
1 4 救急・防災	1. 救急・防災
	2. その他
1 5 その他	1. その他

第1号様式

年 月 日

船橋市生涯学習推進本部

本部長 あて

申請者氏名

生涯学習サポート事業登録申請書

下記のとおり生涯学習サポート事業に登録したいので、船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第4条の規定により申請します。

記

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	性別	
住 所	〒		電 話	(自宅)	
				(携帯)	
			F A X		
サポート内容 (指導内容)					
分類コード	*				
活 動 内 容	曜日	月 火 水 木 金 土 日		(備考)	
	時間	時 分 ~ 時 分			
	指導対象者	①乳幼児 ②子ども ③青少年 ④一般 ⑤高齢者 ⑥その他 ()		(性別) 区別無し 男性のみ 女性のみ	
	対象人数	~ 人	(備考)		
	対象レベル	①初級 ②中級 ③上級 ④その他 ()			
	教材等	①なし ②あり (概略 円) ③その他 ()			

未成年者は、保護者の同意が必要です。

*印は、生涯学習推進本部で記入します。

(裏面へ)

上記の申請について、同意します。(保護者)

所有資格				
活動経験等	1.			
	2.			
	3.			
問合先	名称		電話	
	住所			
	公開の有無	サポート事業登録名簿による情報の公開を承認する。	① する ② しない	
(備考)				

第2号様式

年 月 日

船橋市生涯学習推進本部
本部長 あて

住所

登録更新申請者 電話番号 (自宅)
(携帯)

氏名

生涯学習サポート事業登録更新申請書

下記のとおり生涯学習サポート事業登録を更新したいので、船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第6条の規定により申請します。

記

登録更新期間 年 月 日 ～ 年 月 日

第3号様式

年 月 日

船橋市生涯学習推進本部
本部長 あて

住所

申請者 氏名

電話

生涯学習サポート事業利用申込書

下記のとおり生涯学習サポート事業を利用したいので、船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第10条第1項の規定により申込みます。

記

日時 (備考)	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場所	
サポート内容	
団体名	
参加予定人数	人
参加対象者	
利用目的	
備考	(希望の講師等)

第 4 号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市生涯学習推進本部
本部長

生涯学習サポート事業利用可否決定通知書

年 月 日付けで、申込のあった生涯学習サポート事業について、下記のとおり決定したので、船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 実施する

日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場所	
サポート者名	
サポート内容	
教材費等	1. な し 2. あ り (概略 円) 3. その他 ()
実施条件	・実施にあたっては、サポート者と十分な連絡を取ってください。 ・船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第 1 1 条の規定に該当すると認められた場合は、サポート事業を実施できません。

2. 実施しない
(理由)

年 月 日

船橋市生涯学習推進本部
本部長 あて

住所
利用者
氏名

生涯学習サポート事業利用報告書

下記のとおり生涯学習サポート事業を利用したので、船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第12条の規定により報告します。

記

日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場所	
サポート内容	
団体名	
参加人数	人
意見・感想	